

評価名簿の説明

1. 評価内容

評価は、申請資料に基づき、次のことを確認している。

- (1) 評価対象建築材料等に該当している。
- (2) 品質・性能等が、「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」または「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」の規定に適合している。
- (3) 当協会が独自に設定する品質・性能に適合している。
- (4) 適切な品質管理及び製造管理が行われている。
- (5) 納入体制及びアフターサービス体制が整備されている。

2. 名簿の記載事項

- (1) 評価対象建築材料等は、各材料等の項で説明している。

- (2) 品質・性能等については、各材料等の項で説明している。

なお、品質・性能等のうち、適用の有無、適用水準等が選択となっている項目については、評価名簿詳細事項に、評価した内容を掲載している。また、評価名簿詳細事項の申請品の品質・性能に示されている表示項目、付帯性能及び参考値については、次のとおりである。

（表示項目）評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な情報等であり、各製品個々に形状、性能値等を示しておく必要があるもの。

（付帯性能）評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に使用箇所等により、その性能が必要となるもの。

（参考値）評価項目ではないが、当該材料を選定する場合に必要な性能であり、使用箇所の条件等により性能が異なっているもの。

- (3) 品質管理及び製造管理については、次のことを確認し記載している。

（イ）製造所の概要

(a) 申請品の製造所について、自社の工場及び協力企業の工場（以下「協力工場」という。）の概要、生産種別・生産実績及び製造工程を確認している。

(b) 協力企業は、申請品を独自に販売等の営業活動はできないものとする。ただし、独自に評価を取得している協力企業は除く。

なお、「製造所」欄の協力工場1～4とは、次のとおりである。

協力工場1：申請者の品質管理及び製造管理規定で製造する製造所であり、独自に評価を取得している協力企業。

協力工場2：申請者の品質管理及び製造管理規定で製造する製造所であるが、独自に評価を取得していないため、申請品の営業活動ができない協力企業。

協力工場3：協力企業の品質管理及び製造管理規定で製造する製造所であり、独自に評価を取得している協力企業。

協力工場4：協力企業の品質管理及び製造管理規定で製造する製造所であるが、独自に評価を取得していないため、申請品の営業活動ができない協力企業。

(c) 「製造所」欄に「I9」と表示したものはISO 9001の認定登録証の取得を、「I14」と表示したものはISO 14001の認定登録証の取得を、「I9・14」と表示したものはISO 9001及び14001の認定登録証の取得を示している。

なお、製造所が協力工場1又は3の場合、その協力企業が委託している製造所まで記載せず、「製造所」欄には、申請者と直接契約関係のある協力企業のみ掲載している。この場合、協力企業の詳細は、その協力企業の掲載欄を参照することとしている。

（ロ）品質管理、製造管理、検査の体制及び生産設備

(a) 品質管理、製造管理、検査の体制及び生産設備について確認している。

(b) 品質管理等に関する関係規定の提出を求め、内容を確認している。

(c) 複数の製造所がある場合（自社工場及び協力工場）は、品質管理及び製造管理が、どの社内規定で行われているかを確認している。

(4) 納入体制及びアフターサービス体制については、次のことを確認し記載している。

(イ) 納入体制及びアフターサービス体制を確認している。

なお、各地区の範囲は、次のとおりである。

地 区	所管する都道府県
北海道	北海道
東 北	青森県、岩手県、秋田県、宮城県、山形県、福島県
関 東	茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県
北 陸	新潟県、富山県、石川県
中 部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県
近 畿	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中 国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四 国	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
九 州	福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖 縄	沖縄県

(ロ) 申請者の各地区の所管が上表と異なる場合（*印表示のある地区）は、「納入地区及び問い合わせ先」欄にその旨を記載している。

(ハ) 納入体制については、名簿の「納入地区及び問い合わせ先」欄に、電話番号を記載している。

なお、略号は、次のとおりである。

(本) 本社・本店等、 (支) 支社・支店等、 (営) 営業所、 (出) 出張所、
(事) 事務所・事業所等、 (部) 事業部等、 (工) 工場等、 (他) 別会社（関連会社・代理店等）

3. その他

評価書及び評価名簿の内容に変更が生じた場合には、再審査等の措置の対象となる。